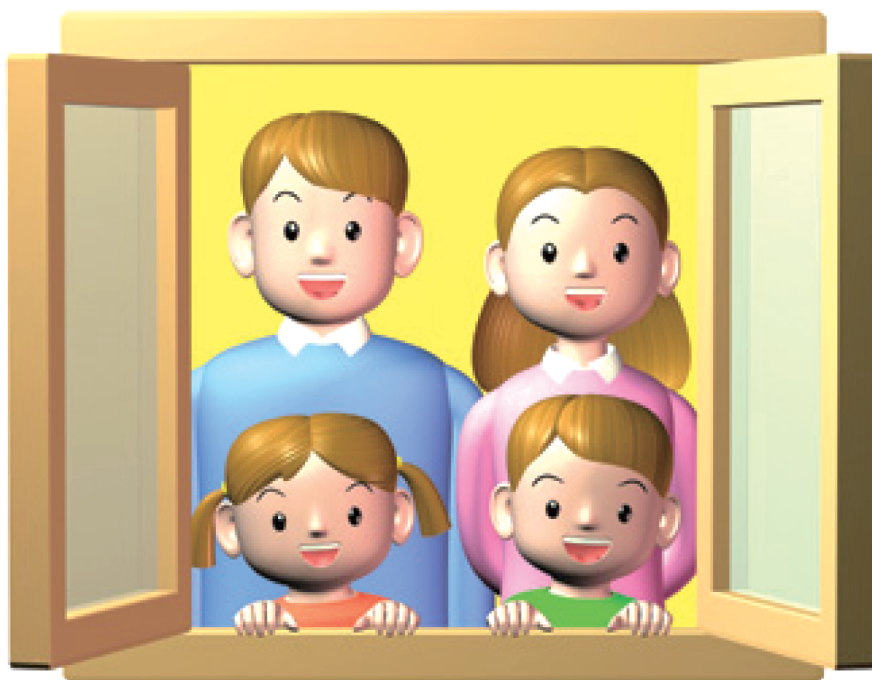


南あわじ市

子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月
南あわじ市

1. 計画策定にあたって

計画策定の趣旨

近年、少子化や核家族化、近隣関係の希薄化、経済環境の悪化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。それにともない、家庭や地域の子育て機能は低下し、保護者の孤立化や育児不安、児童虐待の増加など、多様な問題が浮かび上がっています。こうした中、次代を担う子どもの健全で幸福な成長を促し、社会全体で子育て家庭を支援する体制の整備が急務となっています。

こうした状況を背景に、平成24年には、国は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

新たな子ども・子育て支援法では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育て支援等を総合的に推進していくことをめざしています。

これを受け、本市では、平成27年3月に「南あわじ市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭や地域、関係者・関係団体と連携しながら、子育て支援に関するさまざまな施策を推進していきます。



計画の位置づけ

本計画は、「南あわじ市総合計画」を上位計画と位置づけ、「南あわじ市地域福祉計画」などの関連する個別計画との整合性を保ちつつ推進するものとします。

■関連計画

- 南あわじ市総合計画
- 南あわじ市地域福祉計画
- 南あわじ市教育振興基本計画
- 南あわじ市障害者計画及び障害福祉計画
- 南あわじ市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
- 南あわじ市男女共同参画プラン
- 南あわじ市健康増進計画（健康南あわじ21）

計画の期間

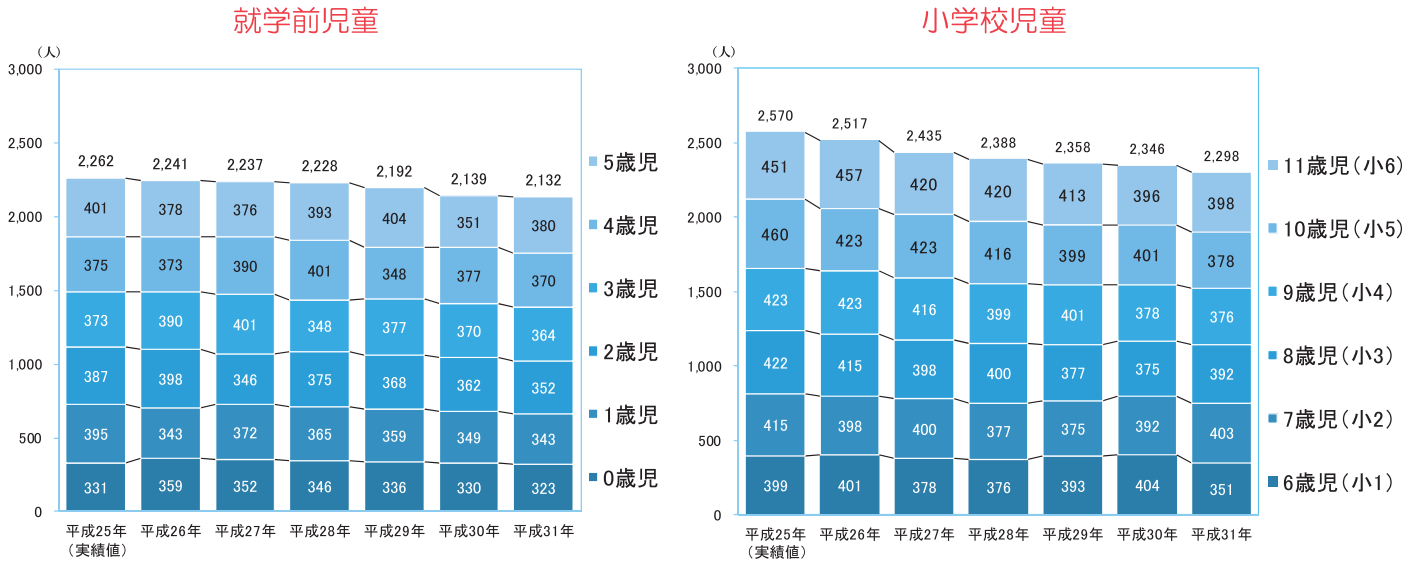
本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
次世代育成支援後期行動計画					新制度				
					子ども・子育て支援事業計画（本計画）				

2. 児童数の推移

0歳から5歳までの就学前児童の推計人口をみると、平成26年には2,241人となっていますが、平成31年では2,132人と減少しています。

6歳から11歳までの小学校児童の推計人口をみると、平成26年には2,517人となっていますが、平成31年には2,298人と、各年で減少しています。



※住民基本台帳（各年3月現在）をもとに、コーホート変化率法を用いた推計

3. 基本理念

地域で育む子どもの笑顔あふれるまち・南あわじ

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるとともに、社会全体で取り組むべき課題です。とりわけ、乳幼児期の重要性を踏まえ、発達に応じた適切な質の高い教育・保育や子育て支援に取り組みます。また、地域の人々の心と心が響きあい、子どもたちの笑顔があふれるまちをめざして、結婚・妊娠・出産・育児に至る切れ目のない支援に取り組んでいきます。



4. 施策の体系

基本理念を実現するため、以下の基本目標、基本施策に基づき計画を推進します。

★ 子ども・子育て支援法による重点施策

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】

「地域で育む子どもの笑顔あふれるまち・南あわじ」

8つの推進目標

1 すべての子どもの健やかな成長を育むまちづくり

2 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり

3 地域で子どもの成長を育むまちづくり

4 ワーク・ライフ・バランスの推進

5 母子及び乳幼児等の健康の確保

6 生きる力を育む教育の推進

7 子育てを支援する生活環境の整備

8 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

(1)教育・保育の充実



(2)児童の健全育成の推進



(3)多様な保育サービスの充実



(1)情報提供・相談体制の充実



(2)母と子の健康の支援



(1)地域での子育て支援の充実



(2)支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実



(1)子育て家庭への理解の促進

(2)子育ての男女共同参画の推進

(1)子どもや母親の健康の確保の推進

(2)思春期保健対策の充実

(3)小児医療の充実

(1)豊かな心を育む教育の推進

(1)遊び環境の整備

(2)子ども等の安全の確保

(3)子育て支援サービスの充実

(1)児童虐待防止対策の充実

(2)ひとり親家庭への支援

(3)特別な支援を要する児童への早期対応



【主な事業】

幼稚園、保育所、認定こども園などの教育・保育の充実

放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の充実、放課後子供教室と連携強化

延長保育事業の実施、一時預かり事業、病児・病後児保育事業

利用者支援事業、地域での情報提供・相談事業

妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)、地域子育て支援拠点事業

養育支援訪問事業、子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

産休・育児休業・退職後の円滑な職場復帰、仕事と生活の調和の啓発 など

父親の子育て参加の促進、男女共同参画計画の推進 など

母親学級、予防接種、乳幼児健康診査、育児相談、歯科健診、赤ちゃんマッサージ、家庭療育支援講座(ペアレントトレーニング)、食育講座赤ちゃん栄養サロン、食育推進計画の推進 など

喫煙・薬物等の乱用防止教育、思春期保健・福祉体験学習、青少年なんでも相談室、スクールカウンセラーによる相談 など

初期救急医療の充実、小児救急医療体制の整備、小児救急医療相談 など

ブックスタート、自然学校、トライやる・ウィーク、総合的な学習、環境体験学習、心の教育の推進、子育てに関する幼稚園・保育所との連携と一体化の推進、特別支援教育、青少年健全育成組織等への支援、放課後子供教室 など

小中学校の運動場・体育館の開放、親子交流・遊び場づくり、保育所の園庭開放、公園の整備促進 など

安全教育の推進、チャイルドシート着用の普及・啓発、子どもの犯罪被害に対する防犯体制の整備 など

子育て学習・支援センター、子育て支援ハンドブック、子育て応援優待カード(ゆめるんカード)事業 など

保育所等での電話相談、新生児訪問事業、育児支援家庭訪問、家庭児童相談室の設置 など

母子自立支援員の配置、母子家庭等日常支援 など

養育支援家庭訪問、遊びの教室、発達支援ネットワーク、淡路障害者自立支援協議会との連携 など

5. 新制度の概要

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに大別されます。

◆ 子ども・子育て支援給付 ◆

当支援給付は「施設型給付」「地域型保育給付」「子どものための現金給付（児童手当）」で構成されます。また、子ども・子育て支援法では、市町村が保育の必要性を3つの区分に認定した上で給付を支給する仕組みになります。

子どものための教育・保育給付
(小学校に入る前までの子対象)

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

平成 27 年4月
から新たに創設
される給付費で、
これまでバラバラ
だった財政支援
が一本化して
支給

地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 事業所内保育
- 居宅訪問型保育

4つの「地域型
保育事業」として
市町村が認可した
事業を支援対象と
して給付



子どものための現金給付

- 児童手当

1号認定

・満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の子ども

2号認定

・満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた子ども
・2号(教育)：保育を必要とするが幼稚園を利用する子ども
・2号(保育)：保育を必要とする子ども

3号認定

・満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた子ども

■南あわじ市の取り組み

- 保護者の多様なニーズとその選択に応じるため、さまざまな課題を解決
- 認定こども園への移行によって共働き家庭の保育利用の希望にも応えられるような制度設計を実施

幼稚園



- 保育施設の老朽化や施設ごとの利用児童数の偏りなどの解消に向けて、施設の民営化や統廃合も視野に入れながら、適正規模の保育環境の整備や保育サービスの向上

- すべての子どもが利用できる認定こども園への移行についても検討

保育所



- 幼稚園・保育所の分布状況や利用意向など地域の実情を踏まえ、認定こども園への移行が円滑に進めていけるよう、さまざまな課題を検討

認定こども園



◆ 地域子ども・子育て支援事業 ◆

当支援事業は、市町村が子ども・子育て家庭を対象として実施する以下の各種事業が対象となります。

また、新制度のもとでは、各種事業が「地域子ども・子育て支援事業」という大きな枠組みの中に含まれることとなり、市町村がそれぞれの地域の実情に応じたサービスを提供する一体的な制度設計・運営が行われることとなります。

① 利用者支援事業【新規】	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行う事業
② 延長保育事業 (時間外保育事業)	保育認定を受けた子どもについて通常の利用日及び時間以外に、保育所で保育を実施する事業
③ 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	留守家庭の小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して生活の場を提供する事業
④ 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の疾病等の際、一時的に養育困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行う事業
⑥ 養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業
⑦ 地域子育て支援拠点事業	乳幼児や保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報の提供等を行う事業
⑧ 一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所等で預かる事業
⑨ 病児・病後児保育事業	病院・保育所等に付設された専用スペースで、病児を看護師等が一時的に保育する事業
⑩ ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生の預かり等の援助を希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
⑪ 妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施する事業
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	世帯所得の状況等を勘案して、施設等に支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用等を助成する事業
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】	民間事業者の促進のための調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

■南あわじ市の取り組み

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	今後の取り組み
① 利用者支援事業【新規】 (単位：か所)						<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内に利用者支援事業の窓口を設置し、提供体制を確保 ・地域子育て支援事業等の中から適切なものを利用できるよう支援
① 量の見込み	1	1	1	1	1	
② 確保方策 ②-①(過不足)	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	
② 延長保育事業 (単位：人)						<ul style="list-style-type: none"> ・既存の保育所等での利用定員増 ・平成 27 年度から適宜、利用定員増
① 量の見込み	697	690	680	663	667	
② 確保方策 ②-①(過不足)	654 ▲ 43	659 ▲ 31	664 ▲ 16	663 0	667 0	
③ 放課後児童クラブ (単位：人)						<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の受入は施設面積等の基準を踏まえながら弾力的に運用し、全体の受入れ人数を増員 ・未開設校区の解消
① 量の見込み	356	349	346	351	344	
② 確保方策 ②-①(過不足)	280 ▲ 76	300 ▲ 49	320 ▲ 26	340 ▲ 11	344 0	
④ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業) (単位：人)						<ul style="list-style-type: none"> ・既存の 2 施設で提供体制を確保
① 量の見込み	26	26	25	25	25	
② 確保方策 ②-①(過不足)	26 0	26 0	25 0	25 0	25 0	
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業 (単位：人)						<ul style="list-style-type: none"> ・訪問をきっかけにして、育児不安のある親の支援を個別に実施 ・今後は親同士のグループ活動を支援
① 量の見込み	352	346	336	330	323	
② 確保方策 ②-①(過不足)	352 0	346 0	336 0	330 0	323 0	
⑥ 養育支援訪問事業 (単位：人)						<ul style="list-style-type: none"> ・養育が困難な家庭を早期に発見し支援するため、養育支援の必要な家庭への訪問を実施
① 量の見込み	9	9	9	9	9	
② 確保方策 ②-①(過不足)	9 0	9 0	9 0	9 0	9 0	
⑦ 地域子育て支援拠点事業 (単位：人日)						<ul style="list-style-type: none"> ・子育て学習・支援センターに支援アドバイザーの配置 ・同センターを子育て支援の総合的な拠点へ発展をめざす
① 量の見込み	9,552	9,780	9,588	9,384	9,180	
② 確保方策 ②-①(過不足)	9,552 0	9,780 0	9,588 0	9,384 0	9,180 0	
⑧ 一時預かり事業 (単位：人日)						<ul style="list-style-type: none"> ・すべての幼稚園において、在園児童を対象とした一時預かり事業(幼稚園型)を実施 ・既存の保育所、ファミリーサポートセンター等で提供体制を確保 ・様々な理由に対応した一時的な保育の支援充実
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(3~5歳)						
① 量の見込み	30,240	29,520	29,280	28,320	28,800	
② 確保方策 ②-①(過不足)	30,240 0	29,520 0	29,280 0	28,320 0	28,800 0	
幼稚園における在園児以外の一時預かり(0~5歳)						
① 量の見込み	1,582	1,576	1,550	1,513	1,508	
② 確保方策 ②-①(過不足)	1,582 0	1,576 0	1,550 0	1,513 0	1,508 0	
⑨ 病児・病後児保育事業 (単位：人日)						<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度から病後児対応の体制を整備し、提供体制の確保をめざす
① 量の見込み	340	338	333	326	322	
② 確保方策 ②-①(過不足)	0 ▲ 340	338 0	333 0	326 0	322 0	
⑩ ファミリー・サポート・センター事業 (単位：人日)						<ul style="list-style-type: none"> ・既存の施設等を活用して子育て援助活動支援事業を実施する提供体制を確保 ・事業としての PR を強化し、会員の増員を図る
① 量の見込み	173	170	169	173	169	
② 確保方策 ②-①(過不足)	0 ▲ 173	170 0	169 0	173 0	169 0	
⑪ 妊婦健康診査 (単位：人)						<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査の受診率 100%を想定し、啓発及び提供体制を確保
① 量の見込み	376	365	359	351	342	
② 確保方策 ②-①(過不足)	376 0	365 0	359 0	351 0	342 0	



南あわじ市

子ども・子育て支援事業計画 概要版

平成 27 年 3 月
発行/南あわじ市

編集/健康福祉部少子対策課 平成 27 年 4 月~ 福祉部子育て支援課

〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺 22-1 TEL 0799-43-5219